

議案第31号

備前市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

備前市職員の給与に関する条例(平成17年備前市条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表第4一般職給料表(1)等級別基準職務表中「若しくは副参事」を「、副参事若しくは園長」に、「若しくは参事」を「、参事若しくは総括園長」に改め、別表第4教育職給料表等級別基準職務表を次のように改める。

教育職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	保育教諭、保育士及び教諭の職務
2級	相当の知識又は経験を必要とする保育教諭、保育士及び教諭の職務
3級	主任保育教諭、主任保育士及び主任教諭の職務
4級	1 認定こども園副園長、主幹保育教諭、主幹保育士及び主幹教諭の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする主任保育教諭、主任保育士及び主任教諭の職務

別表第5教育職給料表4級の職務にある者の項を次のように改める。

教育職給料表4級の職務(認定こども園副園長に限る。)にある者	月額22,000円以内
--------------------------------	-------------

別表第5教育職給料表3級(主任の職にある者を除く。)の職務にある者の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後において、この条例による改正後の備前市職員の給与に関する条例(以下「改正後条例」という。)別表第5に規定する一般職給料表(1)5級の職務にある者がこの条例による改正前の備前市職員の給与に関する条例別表第5に規定する教育職給料表4級の職務にある者であった場合における改正後条例別表第5の規定の適用については、同表一般職給料表(1)5級又は4級の職務にある者の項中「22,000円」とあるのは、「32,000円」とする。

議案第31号参考資料
備前市職員の給与に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行																				
別表第4(第4条関係) 一般職給料表(1)等級別基準職務表	別表第4(第4条関係) 一般職給料表(1)等級別基準職務表																				
<table border="1"> <tr> <td>職務の級</td> <td>標準的な職務</td> </tr> <tr> <td>1級～4級 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>課長代理若しくは園長の職務又はこれらに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>課長、参事若しくは総括園長の職務又はこれらに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>7級・8級 (略)</td> <td></td> </tr> </table>	職務の級	標準的な職務	1級～4級 (略)		5級	課長代理若しくは園長の職務又はこれらに相当する職務	6級	課長、参事若しくは総括園長の職務又はこれらに相当する職務	7級・8級 (略)		<table border="1"> <tr> <td>職務の級</td> <td>標準的な職務</td> </tr> <tr> <td>1級～4級 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>課長代理若しくは副参事の職務又はこれらに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>課長若しくは参事の職務又はこれらに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>7級・8級 (略)</td> <td></td> </tr> </table>	職務の級	標準的な職務	1級～4級 (略)		5級	課長代理若しくは副参事の職務又はこれらに相当する職務	6級	課長若しくは参事の職務又はこれらに相当する職務	7級・8級 (略)	
職務の級	標準的な職務																				
1級～4級 (略)																					
5級	課長代理若しくは園長の職務又はこれらに相当する職務																				
6級	課長、参事若しくは総括園長の職務又はこれらに相当する職務																				
7級・8級 (略)																					
職務の級	標準的な職務																				
1級～4級 (略)																					
5級	課長代理若しくは副参事の職務又はこれらに相当する職務																				
6級	課長若しくは参事の職務又はこれらに相当する職務																				
7級・8級 (略)																					
一般職給料表(2)等級別基準職務表～医療職給料表(3)等級別基準職務表 (略)	一般職給料表(2)等級別基準職務表～医療職給料表(3)等級別基準職務表 (略)																				
<table border="1"> <tr> <td>職務の級</td> <td>標準的な職務</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>保育教諭、保育士及び教諭の職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>相当の知識又は経験を必要とする保育教諭、保育士及び教諭の職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>主任保育教諭、主任保育士及び主任教諭の職務</td> </tr> </table>	職務の級	標準的な職務	1級	保育教諭、保育士及び教諭の職務	2級	相当の知識又は経験を必要とする保育教諭、保育士及び教諭の職務	3級	主任保育教諭、主任保育士及び主任教諭の職務	<table border="1"> <tr> <td>職務の級</td> <td>標準的な職務</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>保育教諭、保育士及び教諭の職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>1 主任保育教諭、主任保育士及び主任教諭の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする保育教諭、教諭及び保育士の職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>1 認定子ども園長、認定子ども園副園長及び保育園長の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする主任保育教諭、主任保育士及び主任教諭の職務</td> </tr> </table>	職務の級	標準的な職務	1級	保育教諭、保育士及び教諭の職務	2級	1 主任保育教諭、主任保育士及び主任教諭の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする保育教諭、教諭及び保育士の職務	3級	1 認定子ども園長、認定子ども園副園長及び保育園長の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする主任保育教諭、主任保育士及び主任教諭の職務				
職務の級	標準的な職務																				
1級	保育教諭、保育士及び教諭の職務																				
2級	相当の知識又は経験を必要とする保育教諭、保育士及び教諭の職務																				
3級	主任保育教諭、主任保育士及び主任教諭の職務																				
職務の級	標準的な職務																				
1級	保育教諭、保育士及び教諭の職務																				
2級	1 主任保育教諭、主任保育士及び主任教諭の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする保育教諭、教諭及び保育士の職務																				
3級	1 認定子ども園長、認定子ども園副園長及び保育園長の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする主任保育教諭、主任保育士及び主任教諭の職務																				

4級	1 認定こども園副園長、主幹保育教諭、主幹保育士及び主幹教諭の職務
	2 相当の知識又は経験を必要とする主任保育教諭、主任保育士及び主任教諭の職務

別表第5(第10条関係)

管理職手当

一般職給料表(1)8級の職務にある者	月額46,000円以内
一般職給料表(1)7級の職務にある者	月額39,000円以内
一般職給料表(1)6級の職務にある者	月額32,000円以内
一般職給料表(1)5級又は4級の職務にある者	月額22,000円以内
環境センター所長	月額24,000円以内
環境センター所長代理	月額19,000円以内
教育職給料表4級の職務(認定こども園副園長に限る。)にある者	月額22,000円以内

備考 職を兼ねることにより2以上の区分に該当する者への支給については、最も額が高い区分によるものとする。

4級	1 総括主幹の職にある者の職務
	2 相当経験を有する認定こども園長、認定こども園副園長及び保育園長の職務

別表第5(第10条関係)

管理職手当

一般職給料表(1)8級の職務にある者	月額46,000円以内
一般職給料表(1)7級の職務にある者	月額39,000円以内
一般職給料表(1)6級の職務にある者	月額32,000円以内
一般職給料表(1)5級又は4級の職務にある者	月額22,000円以内
環境センター所長	月額24,000円以内
環境センター所長代理	月額19,000円以内
教育職給料表4級の職務にある者	月額32,000円以内
教育職給料表3級(主任の職にある者を除く。)の職務にある者	月額22,000円以内

備考 職を兼ねることにより2以上の区分に該当する者への支給については、最も額が高い区分によるものとする。